

写

答申第966号
令和3年9月14日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕

答申

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、令和3年9月3日付け神福国第1856号により質問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「後期高齢者医療制度に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）
<特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則
第一号）第7条第4項に関して>

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないの
で、妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよ
うに、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリス
ク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。